

学校法人ここから

認定こども園 矢上幼稚園、こもれび nursery 運営規定

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園の目的は、認定こども園 矢上幼稚園、こもれび nursery 園則（平成31年4月1日制定。以下「園則」という。）第1条に定めるとおりとする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）{就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）} 及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(提供する教育 {教育・保育} の内容)

第2条 本園の教育課程その他の教育（教育・保育）の内容は、園則第9条に定めるとおりとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 本園に置く教職員組織は、園則第11条に定めるとおりとする。

2 園則第11条に定める職員の職務は、学校教育法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）その他の関係法令の定めるところによる。

(教育 {教育・保育} を行う日及び時間等)

第4条 本園の教育（教育・保育）を行う日及び時間等は、園則第8条に定めるとおりとする。

(保育料等)

第5条 本園においては、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。

2 本園においては、次に掲げる特定負担額を徴収することとし、その金額等は、園則第18条に定めるとおりとする。

項目	目的
入園料	基準を超えた教員の手厚い配置を行ったり、教育・保育の質の充実に充てたりするための費用
入園申込料	入園募集や入園説明会など入園申込みにかかる費用

施設整備費	施設の整備、維持管理をする費用（冷暖房含む）
創才活動費 （3歳児以上のみ）	英会話、書道硬筆、海洋学習や園外活動等、1年を通した教育を充実させる費用

3 本園においては、次のとおり実費を徴収する。

（1）給食費

教育標準時間の認定を受けた園児 … 月額 4,600 円

保育時間の認定を受けた園児のうち3歳以上の者 … 月額 6,450 円

教育標準時間の認定を受けた満3歳児 … 月額 5,600 円

（2）その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの。

4 スクールバス利用費に係る費用等は、園則第20条に定めるとおりとする。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第6条 本園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は次のとおりとする。

（1）教育標準時間の認定を受けた園児 … 60人

（2）保育時間認定を受けた園児のうち満3歳以上の者 … 60人

（3）保育時間認定を受けた園児のうち満3歳未満の者 … 54人

（利用の開始及び修了に関する事項等）

第7条 本園の入園、退園、休園、修了等に関する事項は、園則第13条、14条に定めるとおりとする。

2 利用の申込みのあった教育標準時間の認定を受けた者と現に本園を利用している教育標準時間の認定を受けた園児の総数が利用定員を超える場合は、園則第13条2項に定めるとおりとする。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集事項を定めて明示する。{ただし、保育時間の認定を受けた者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条に基づき市町村が行う利用の調整に従い決定される。}

4 本園は、保育時間の認定を受けた園児の利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、園則第13条第3項に定めるとおりとする。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第8条 本園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条{就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条}の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第29

条第1項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

- 2 本園は、学校保健安全法（就学前の子どもに関する教育、保険等の総合的な提供の推進に関する法律第27条において準用する学校保健安全法）に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関と連携を図る。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、教職員に対する研修を定期的に行う。

（付 則）

この運営規定は令和8年4月1日から実施する